

訴 状

2013（平成25）年7月12日

枚方簡易裁判所 御中

原 告

戸田 久和（とだ ひさよし）
（門真市市議会議員）

〒571-0048

大阪府門真市新橋町12-18-207（送達場所）

原 告

戸田 久和
電話 06-6907-7727
FAX 06-6907-7730

〒605-0972

京都市東山区今熊野剣宮町4-7

被 告

宮井 将（みやい まさる）

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金 56万5300円
貼用印紙額 金 6000円

=====

請求の趣旨

- 1 被告は原告に対し、金56万5300円及び、これに対する2010（平成22）年4月7日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

=====

請求の原因

- 1：原告は、1999年（平成11年）4月の門真市議選で初当選して以来、2011（平成23）年4月市議選で4期連続当選を果たして現在、門真市議会議員の地位にあるが {甲第1号証}、2010（平成22）年4月7日夜にJR大阪駅南側歩道橋を帰路通行中に「在特会」や「主権回復会」らの民族差別ヘイトスピーチ暴力集団（以下、これらの団体個人を単に「ザイトク」と略称する）に襲撃され、蹴られたり、6万5300円相当のメガネを奪われるという被害に遭った。{甲第2号証①②③}

これについては、同年4月30日に曾根崎警察署に対して刑事告訴を行なった。

- 2：被告は、この刑事告訴後3ヶ月を過ぎた7月13日に眼鏡の窃盗容疑で大阪府警に逮捕され、容疑内容と氏名が同日夜に報道され、原告に対して大阪府警からも連絡があった。 {甲第3号証} {甲第4号証①②③}

- 3：同年7月28日付けで大阪地方検察庁の横路保慶検事より「宮井を7/28に器物損壊罪で起訴した」旨の処分通知が届き {甲第5号証}、これでやっと裁判で犯行事実の究明と処罰がなされるとほっとしたのだが、裁判日程を知りたくて8/2(月)に検察庁に電話で

問い合わせたところ、この「起訴」が何と略式起訴であり、7/28 起訴同日の略式裁判で、「罰金 10 万円」の判決がなされて終了した事を初めて知った。

判決文を示される事も、被告の住所連絡先も知らされず、何の謝罪も賠償も受けないままに事件が片づけられてしまった。

- 4：これは、原告も傍聴する公開の裁判による厳しい処罰を求めていた原告の意向に全く反する取り扱いであり、しかも「4/7 集団暴行の中での眼鏡窃盗」として警察が逮捕したのに、「窃盗」という眼鏡の入手手段をなぜか全く問題にせず、翌日の眼鏡の遺棄のみを「器物損壊」として立件して略式起訴するという、まことに不条理な措置であった。

これらの事に原告は強い怒りを感じ、8/26 に大阪地検に対して配達証明で抗議文を郵送した。{甲第 6 号証} (同様の文書を大阪地裁・大阪簡易裁判所にも同時期に送った)

- 5：やむなく私は被告に対して損害賠償の裁判を起こす事を考え、大阪地検や裁判所に被告の調書や判決文など裁判資料の開示コピーを弁護士を通して求めたが、同年 10 月 1 日に大阪地検においてようやく、かなり白塗りで見えなくされたものの閲覧を許されたのみだった。(被告の住所や電話番号等は不開示)

その閲覧によって、渡部秀人裁判官が「略式命令：平成 22 年 (い) 70519 号」を 7/28 に出し、被告に対して「器物損壊で罰金 10 万円」を命令し、それが 8/12 に確定した事が分かった。

- 6：閲覧した起訴状には以下の事が書かれていた。

下記被疑事件について公訴を提起し、略式命令を請求する。

公訴事実：被告人は、平成 22 年 4 月 8 日ころ、京都市〇〇〇〇柿本橋上において、戸田久和所有の眼鏡 1 箇所を投棄して毀損し（損害額 6 万 5 3 0 0 円相当）、もって他人の器物を損壊したものである。

そして略式命令も、これをそのままなぞった上で「罰金 10 万円」を課すものであった。

- 7：閲覧した警察調書においては、被告は原告を呼び捨てにし、犯行を全く反省していない様子が示されていたが、検事調書になると一転して「戸田さん」と呼び、

「もちろん戸田さんにも迷惑をかけたと思っています。戸田さんに対してはゆくゆく弁償したいと思っていますが、誰かに仲裁役を頼むか、お金をどうやって用意するかなどを検討中です。」

「今後は市民運動をするにあたっても、法に触れることのないよう注意していきたいと思います。」

としおらしい事を述べている。

横路保慶検事は被告からこのような調書を取るによって、簡易裁判所の裁判官に対して原告に非通知非公開のまま罰金 10 万円で終わらせる事を正当化したのではないと思われる。

- 7：被告はこのように検察調書でしおらしい事を述べたものの、実際には原告に弁償するどころか、ただの一度も連絡せず、どのような形での謝罪も全く行わずに今に至っており、その対応は極めて悪質である。

「ピアス宮井」とザイトク仲間内で呼ばれる被告は、「オレら突っ込むぞ！殺していい

んやったら殺すぞ！」という言葉で常用してきたような凶悪な男であり、7/28 略式命令で被告にとって事件が「一件落着」した後には、再び嬉々としてザイトク活動に舞い戻っており、何の反省も見られない。

ザイトク活動に頻繁に出向き、ザイトク仲間と交流するためには金を使っているのに、原告への弁償については一顧だにしないのである。

8：この事件を社会や警察・検察に訴えていくために要した種々の労力と費用、何の謝罪も賠償も与えず、被告の無反省な行動をこの3年3ヶ月もの間示され、侮辱感を与られてきた事への慰謝料の合計は50万円を下るものではない。

従って原告は、それに眼鏡の実費6万5300円を併せた56万5300円を被告に請求するものである。

=====

最後に：

私の眼鏡窃盗・廃棄が被告の犯行である事を知ってから、明日で満3年になろうとしています。

今賠償請求しなければ、時効になって被告に賠償請求できなくなるため、強い怒りの気持ちで賠償請求をする次第です。

「戸田さんに対してはゆくゆく弁償したいと思ってますが」、と検察調書で述べておきながら、私に対して何の謝罪も弁償もしない被告を許す事は絶対に出来ません。

「眼鏡代金だけでも6万5300円の損害を与えた被害者には1円も賠償せず、国庫に10万円払ったら処罰が終わってしまう」、という事は到底容認できません。

最近ようやくザイトクらの「ヘイトスピーチ」デモが、マスコミや国会の一部で問題視されるようになってきましたが、被告のようなザイトク集団の蛮行が蔓延した大きな一因は、原告が2010年8月の大阪地検等への抗議文で指摘しておいたように、私の事件での「7/28 略式起訴」が「集団暴行して動画証拠などが豊富な事件でも、せいぜい1人逮捕ですぐ釈放し、略式起訴・非公開の略式裁判で終了するよ、という悪しきサインを発信してしまった事」にあります。

この3年間の事実の推移（ザイトクによる「ヘイトスピーチ」活動の横行、ザイトクによる街頭での市民暴行の多発）を見れば、私の指摘を否定する事は誰にも出来ないはずで

裁判所におかれましては、被告に対して厳しい処断を行なって、私が受けた損害の救済を図り、もって被告やその同類らに猛省を促し、広範な市民の安全と尊厳を守る効果を挙げられますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本日は原告の訴えを立証するための証拠書類とそのリストを合わせて提出します。

=====

証拠方法

- ・ 甲第1号証から甲第6号証までを提出する。
- ・ この資料各項目の題名を記した「証拠説明書」を提出する。